2　設備投資計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　前条第三号の設備投資の内容及びこれに要する費用の額

二　設備投資計画の期間

3　九州旅客鉄道株式会社は、第一項の承認を受けた設備投資計画を変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十二号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第十二条の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

港則法施行規則の一部を改正する省令

別表第二博多の部中央航路の項中「第四号」を「第三号」に、「第五号」を「第四号」に、「第八号」を「第七号」に改め、同項第一号中「百十六度三十分四百メートル」を「百九度三十分三百九十メートル」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号中「八十四度三十分四百七十メートル」を「七十六度五百三十メートル」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

附　則

この省令は、平成二十七年九月四日から施行する。

○国土交通省令第六十三号

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第六十三条の規定に基づき、ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一部を改正する省令

ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則（昭和二十六年運輸省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号を次のように改める。

三　国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）

第十二条第二項第二号を次のように改める。

二　本籍（外国人にあつては、国籍等）の記載のある住民票の写し

第二号様式中「同規則」を「同令」に改める。

第三号様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

第四号様式及び第五号様式中「国籍」を「国籍等」に、「同規則」を「同令」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年九月十八日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前のボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則第二号様式によるモーター登録票、第三号様式による選手登録票、第四号様式による審判員登録票及び第五号様式による検査員登録票は、当該登録票に記載されている登録の有効期間が満了する日までの間は、それぞれこの省令による改正後の第二号様式によるモーター登録票、第三号様式による選手登録票、第四号様式による審判員登録票及び第五号様式による検査員登録票とみなす。